第8章 その他の参考資料

3-8-1表 市 町 村 税 の 税 率 概 要

						- 111	<u> 1 </u>		
税		区 分	税	率		別団		参	考
<u> </u>				•	(K2年)	支→R (3年度)	-	-
市	個	均等割	標準		5 4	\rightarrow	5 4	•3,500円 54市町村	
	人	記得中心	+番 :#				- <i>^</i>		
		所得割	標準		5 4	\rightarrow	5 4	+11.10 =H112 A > + 4117 L12	カナ 坂田 レー・スコ
町		均等割	標準		5 1	\rightarrow		・超過課税のうち、制限税 体は2市(銚子、野田)一	部の区分について制
			超過課税		3	\rightarrow	3	限税率を採用している団体	は1市(習志野)
村	法		不均一		0	\rightarrow	0		
			標準	(6%)	3 0	\rightarrow	3 0		
民	人	税割 (※)	制限	(8.4%)	5	\rightarrow	5	・制限税率(8.4%)を は5市(銚子、野田、茂原	
税	<i>></i>		不均一		19	\rightarrow	1 9	・不均一は19団体(千葉 木更津、松戸、成田、旭、 八千代、我孫子、君津、富 富里、匝瑳)	習志野、柏、市原、
	固定	資産税	標準	(1.4%)	5 4	\rightarrow	5 4	田王、正死/	
			0	. 7%	10	\rightarrow	1 0	・国際観光ホテル整備法に	基づくもの
	(不均一)		. 0%	3	\rightarrow	3	自体配が行うが正偏なに	至 2 、 0 00
	`	,		05%	1	\rightarrow	1		
				. 2%	1	\rightarrow	1		
				. 7%	1	\rightarrow		・多極分散型国土形成促進	法に基づくもの
				93%	1	\rightarrow	1	都市再開発法に基づくも	
			1.	05%	2	\rightarrow	2		
			初年度	0.14%				・半島振興法に基づくもの	
			2 年度 3 年度	0.35% 0.70%	8	\rightarrow	9		
				(3年間)	3	\rightarrow	7	・過疎地域の持続的発展の	支援に関する特別措
			免除	(5年間)	1	\rightarrow		置法に基づくもの	
			免除	(5年間)	2	\rightarrow		・企業誘致条例に基づくも	<u></u>
			免除	, , , , , , , ,	1	\rightarrow	1	・地区公民館又は集会所及	
			0.	46%	1	\rightarrow	1	· 公衆浴場法、物価統制令	
	軽自	動車税	標準		5 4	\rightarrow	5 4		· -
		産税	標準	(1.0%)	4 0	\rightarrow	4 0		
			標準	(150円)	3 0	\rightarrow	3 2		
	入	、湯税	宿 泊日帰り	(150円) (50円、70円又は	9	\rightarrow	9	・9団体(船橋、館山、木 南房総、長生、長柄、大多	
<u></u>	Les - 1	-=1	, ,	100円)				ᄜᆠᆩᇕᄼᆖᇄᆡᇶᄝᅷᆠ	ナフ 1870 ロリー==***!
1	都市	i計画税	制限	(0.3%)	17	\rightarrow	17	・勝浦及び富津は条例を有ないこととしているので含	
			0.	05%	1	\rightarrow	1	・市で税目を設定していな	いのは7団体(鴨川、
				20%	9	\rightarrow		浦安、南房総、匝瑳、山武	
				23%	1	\rightarrow	1		
				25%	2	\rightarrow	2		
	(不均一)		15%	4	\rightarrow	4	・国際観光ホテル整備法に 館山、柏、市原)	基づくもの(千葉、
		1 7	0.	10%	1	\rightarrow	1	·公衆浴場法、物価統制令	に基づくもの(柏)
			0.	22%	1	\rightarrow	1	・都市再開発法に基づくも	
—			<u> </u>		<u> </u>			- AFT-1-17/17/17/14/19年 2 (U	\ E /

[※]法人税割の税率については、令和2年度課税分は標準税率9.7%、制限税率12.1%の課税を含む。

3-8-2表 市町村税率一覧表

整理 郡名							Æ	旨	₩	K K					:	訳	産 祝		
ļ		市町村名	個人			共	~	稏	亲	軍			电报 十	井	固定資源 基本	産 2百万 円以下	その色	入湯税	都計画報
			均等割	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	这个枕剖	副	2				I I
-	₩	莱	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		十.1.4	.4% 0.7%	1.0%	有	150 不
2	銚	子市	3,500	60,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	8.4%		1.4	.4% 0.7%	1.0%	有	150
3	Æ	川市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		1.4	.4% 0.7%	1.0%	单	150
4	器	橋市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		1.4	.4%		宿泊150円 有 日帰り100円	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
5	館	ф П	3,500	50,000		130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		不 1.4	4%		宿泊150円 有 日帰り50円	# #
9	十	軍津市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		₩ 1.4	.4% 0.7%	1.0%	宿泊150円 有 日帰り50円	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
7	数	巨市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	К		1.4	.4%			0.23%
8	垂	H H	3,500	60,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	8.4%		1.4	.4% 0.7%	1.0%	有	150
6	赵	原市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%		1.4	.4% 0.7%	1.0%	单	150
10	ゼ	H H	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		₩.	.4% 0.7%	1.0%	有	150 0.05%
11	女	倉市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	%0.9		₩.	.4% 0.7%	1.0%	有	150
12	展	金市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	%0.9		1.4	.4% 0.7%	1.0%		
13	甲	L	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		₩.	.4% 0.7%	1.0%	单	150
14	图	5 野市	3,500	50,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	K		1.4	.4% 0.7%	1.0%		
15	井	市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		₩.	.4%		有	150 不 0.3%
16	勝	浦市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	%0.9		₩	.4% 0.7%	1.0%	有	150 (0.2%)
17	Æ	原市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		十.1.4	.4% 0.7%	1.0%	宿泊150円 有 日帰り50円	₩
18	揺	山市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%		1.4	.4%		有	150
19	\ +	- 代 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		1.4	.4% 0.7%	1.0%	有	150
20	我	不市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		1.4	.4%			
21	雷	三	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	%0.9		₩ 1.4	.4% 0.7%	1.0%	有	150
22	鎌人	谷中	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%		1.4	.4%			
23	枳	半	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		₩ 1.4	.4% 0.7%	1.0%	中	150
24	Hol)	半	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		₩ 1.4	.4% 0.7%	1.0%	单	150 (0.
25	無	安市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	K		1.4%	%:		有 1	150

3-8-2表 市町村税率一覧表

	-				L	臣	村	民税		•			H	鉱	産 税		+
個人		ŀ		拱	\prec	稏	桊	圖			1年 人 記室	新	回足真体 税	2百万円以下	その色	入湯税	計画港
均等割 1号法人	1号法/	_	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	ムヘイルョ	Ē	!				
3,500 50,000	50,0	000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不 1.4%	%			0.25%
3,500 50,	50,	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		1.4%	% 0.7%	1.0%	宿泊150円 有 日帰り50円	9 0.2%
3,500 50	20	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0.25%
3,500 50	50	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	%		有 150	0.3%
3,500 50	2	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	%			0.3%
3,500	Ľ	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		不 1.4%	%			0.3%
3,500	J	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不 1.4%	% 0.7%	1.0%	宿泊150円 有 日帰り50円	E-E-
3,500	J	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	ĸ		不 1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500	J	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0.2%
3,500	J	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不 1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500	Į.	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不 1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	%		有 150	0.2%
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0.3%
3,500	J	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%		
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		十 1.4%	% 0.7%	1.0%		
3,500	ļ	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%		
3,500	J	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	%			
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500	J	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	% 0.7%	1.0%	宿泊150円 有 日帰り70円	
3,500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不 1.4%	% 0.7%	1.0%	有 150	0
3.500		50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		1.4%	0.7%	1.0%	宿泊150円 有 日帰り50円	9

3-8-2表 市町村税率一覧表

-	計 配 記	I I					田体	回体
	入湯税			宿泊150円 日帰り50円	150	150	0	0
	Κ,			仲	柜	有		
税	その他		1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	率 未滿	率超
鉱 産	2百万 円以下		0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	標準税率未満	標準税率超
ļ	西河資産型		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	税に 1,22	9
i	_		К	К	К	К	動車	7
	牟 荆	漏九					て軽自	¥.
	福 士 士	运入 机制	90.9	%0.9	90.9	6.0%	今和3年4月1日現在において軽自動車税に 2)、1年間番手があっておりにを発車車がに	元 + ダンドシク元 +
		9号法人	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	令和3年4月 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	日本教
		8号法人	1,750,000	1,750,000	1,750,000	410,000 1,750,000		
: 税	圖	7号法人	410,000	410,000	410,000	410,000	有 2団体	
村民	亲	6号法人	400,000	400,000	400,000	400,000	民税均等 り軽減を る団体	
町	私	5号法人	160,000	160,000	160,000	160,000	個人市町村民税均等 割の税率の軽減を 行っている団体	
IE	\prec	4号法人	150,000	150,000	150,000	150,000		
	共	3号法人	130,000	130,000	130,000	130,000	#	
		2号法人	120,000	120,000	120,000	120,000	理体 五体	
		1号法人	50,000	50,000	50,000	50,000	令和3年4月1日現在において市町村民税所得割 について標準税率以外の税率を採用している団体	
	日	均等割	3,500	3,500	3,500	3,500	SLNで市町 税率を採	
			臣	臣	臣	田	Eによりかの	
	市町村名		匨	後帽	宿	≖	1日現名 税率以	
	ı⊏		崊	К	絙	鋸	4月 標準	
	郡名			夷 隅 郡		安房郡	令和3年 について	
-	きて	,	51	52	53	54 5		
·	絮卷	1						

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況(令和3年4月1日時点) (1)固定資産税

整理番号	市町村名	税 率 (%)	適 用 資 産
		0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
		0. 70	テル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
1	千葉市		・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同
		1.05	法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第53条に定める
			ものに該当する家屋 〔都市再開発法第138条第1項〕
		0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
		0. 70	テル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
5	館山市	初年度 0.14	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
		2年度 0.35	る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
		3年度 0.70	地である土地 〔半島振興法第17条〕
			・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
		0.70	テル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
6	木更津市	0. 70	・中核的民間施設の用に供する家屋又は構築物又はこれらの
			敷地である土地 〔多極分散型国土形成促進法第14条〕
	b — 1		・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
10	成田市	0. 70	テル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
			・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
11	佐倉市	0. 70	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
			・製造の事業の用に供するもので、建物及び敷地並びに機械
		課税免除	装置 〔企業誘致条例〕
			・産業振興促進区域内において、市長村計画に振興すべき業
13	旭市		種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該
		課税免除	家屋の敷地である土地。
			「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条]
			・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホー
		0. 70	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
			・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統
		0. 46	制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるもの
15	柏市	0. 10	の用に供する固定資産 [柏市税条例第62条の3]
			・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同
		1. 05	法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定め
		1.00	るものに該当する家屋 [都市再開発法第138条第1項]
			・産業振興促進区域内において、取得等に係る特別償却設備
		課税免除	にある家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地
		DX 170 70 PX	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条」
		初年度 0.14	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
16	勝浦市	2年度 0.35	る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
			地である土地 [半島振興法第17条]
			・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホー
		0. 70	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
			・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホー
17	市原市	0. 70	「国際観光ボイル整備法第3条の規定により登録を受けたが テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
			/ ル木の用に供する圧物 「国际観ル小丁ル笠隅広先32年」

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況(令和3年4月1日時点)

整理番号	市町村名	税 率(%)	適 用 資 産
		1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
		1.00	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
		 初年度 0.14	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
		2年度 0.35	る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
21	! 鴨川市	3年度 0.33	地である土地
21	1) 1 1 (feet l.	0.70	地でめる工地(十四派共仏界17末)
			・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業
		課税免除	種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該
		#14 1989 E1434	家屋の敷地である土地
			〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
23	君津市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホー
20	4741	1.00	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
		1. 00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
		1.00	テル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
24	富津市	初年度 0.14	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
		2年度 0.35	る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
		3年度 0.70	地である土地 [半島振興法第17条]
26	四街道市	0. 93	・都市再開発法第138条第1項の耐火建築物に該当する固定資
			産 〔都市再開発法第138条第 1 項〕
31	富里市	0. 70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホー
			テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
		1. 20	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホー テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
			・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
		初年度 0.14	・十島振典対象美心地域の区域内における制設文は増設に依 る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
20	本百	2 年度 0.35 3 年度 0.70	地である土地 [半島振興法第17条]
32	南房総市	3年度 0.70	
			・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業
		課税免除	種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該
			家屋の敷地である土地
			[過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条] ・工場又は事業所の新設又は増設を行った企業の奨励措置の
33 [匝瑳市	課税免除	対象となった建物・敷地及び償却資産
0.0		初年度 0.14	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
36	いすみ市	2年度 0.35	る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
		3年度 0.70	地である土地 〔半島振興法第17条〕
37	大網白里市	課税免除	・地区公民館又は集会所及び地区所有の消防機庫 〔大網白里市市税条例第54条の2〕
			・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業
42	東庄町	課税免除	種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該 家屋の敷地である土地
			家屋の敷地である土地 「温味地域の共純的発展の末坪に関する特別世界は第24条)
			[過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条]

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況(令和3年4月1日時点)

49	白子町	1.0	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
49	口丁叫	1.0	テル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
			・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業
51	長南町	課税免除	種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該
31		沐优光陈	家屋の敷地である土地
			〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
		0. 7	↑ ・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
		0. 7	√ テル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.1	4 ・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
		2年度 0.3	5 る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
52	大多喜町	3年度 0.7	0 地である土地 〔半島振興法第17条〕
			・産業振興促進区域内において、市長村計画に振興すべき業
		課税免除	種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該
		************************************	家屋の敷地である土地。
			〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
		初年度 0.1	4 ・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
53	御宿町	2年度 0.3	5 る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷
		3年度 0.7	0 地である土地 〔半島振興法第17条〕
			・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係
		初年度 0.1	4 る製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措
		2年度 0.3	5 置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1
		3年度 0.7	○ 号の規定の適用を受けるもの並びに当該家屋の敷地である土
54	鋸南町		地 〔半島振興法第17条〕
			・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業
		課税免除	種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該
		沫灯光防 	家屋の敷地である土地
			〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕

(2)都市計画税

整理番号	市町村名	税	率 (%)	適 用 資 産
1	千葉市		0. 15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
	十耒川		0. 13	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
5	館山市		0. 15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
5	は日二		0. 13	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
			0. 15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
			0. 13	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
				・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統
15	柏市		0. 10	制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるもの
13	נוי ם ז			の用に供する固定資産 〔柏市都市計画税条例第3条の3〕
				・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同
			0. 22	法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定め
				るものに該当する家屋 〔都市再開発法第138条第1項〕
17	士臣士		0. 15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホ
17	市原市		0. 13	テル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]

資	料	名	称	令	和	3 4	年	度	版市	う 町	·村	税	の	概	況
発	行	所	属	千	葉	身	Į,	総	務	部	市	町	7	村	課
住			所	千	葉	市	中	块	・区	市	場	町	1	_	1
Т	I	3	L	0	4	3	_	2	2	3	- 2	2	1	3	4